

5. おわりに

最後に、会計基準と健全性（ソルベンシー）規制の関係について、若干触れておきたい。会計基準の検討、健全性規制の検討のどちらにおいても、保険負債の評価は経済価値ベース、すなわち直近のデータに基づく将来キャッシュ・フローの見積りと、直近の市場金利をベースにした割引率を用いた現価計算によるものとされている。このため、健全性規制を検討するEUでは、IASBにおける保険会計の検討を睨みつつ検討を進めていたようである。しかし最近の状況を見ると、会計基準における保険負債評価と健全性規制における保険負債の評価は、別々のものになることが避けられないように感じられる。一例を挙げると初期利益（契約開始時の将来利益）の計上である。会計では本稿で述べたように、初期利益の計上を認めないことになりそうだが、健全性規制では初期利益の計上を認める方向にある。

会計領域での検討では、収益認識プロジェクトの影響が大きいと思われる。収益認識プロジェクトでは、さまざまな取引に対してさまざまな収益認識が行われている実態を改めるために、取引一般に対して適用できる収益認識基準を設けることが目的とされた。ところで、当プロジェクトでの検討の結果、初期利益の計上が認められないこととされたのである。私見であるが、会計においては、どの時期にどれだけの利益が計上されたか、というのは重要な情報であると考え。将来、利益が見込めるので、今の時点で利益を計上してよい、ということにはならないだろうと考

える。一方、健全性規制では事情が異なる面があると思われる。健全性規制は、保険会社の健全性を確保する観点から、各保険会社がどの程度の資本を確保すべきかを定めるものである。しかし、資本の確保にはコストの発生が避けられない。このため、過大な資本の確保はできれば避けたい、将来利益の発生を見込めるのであれば、その額を予め資本に組み入れたい、というインセンティブが働く。健全性規制において、この考え方は必ずしも不合理なものではないので、初期利益の認識が認められようとしているのであろう。

このように会計と健全性規制では、その目的が異なるので、両者の保険負債の評価方法が一致しないことは止むを得ないものと考え。しかし、複数の方法で保険負債の評価を行うことは、保険会社の実務負荷を大きなものにする恐れがある。両者の差異の調整の負荷ができるだけ小さく済むように検討が進むことを期待したい。日本においては、会計領域で、連結財務諸表には国際会計基準を使用し、単体財務諸表には国内基準を使用するという、いわゆる連単分離の動きもある。この点からも、実務負荷の軽減が求められるところであろう。

以上見てきたように、IASBの保険会計の検討内容は大きく変容してきた。初期利益の計上の禁止、金利変動による保険負債の変動のOCI表示等は、保険業界関係者の長い期間にわたる粘り強い情報発信、対外的な働きかけの結果であるだろう。これらのことにより、保険会計の検討は大きなヤマを超えたのではないと思われる。関係者のこれまでの努力に敬意を表したい。

ただ、本稿でも報告した保険料の表示、本稿では触れることができなかった有配当契約の取扱い、新会計基準の適用時の取扱い等、まだまだ議論が続きそうな項目も残っている。引き続き、IASBでの検討状況を注視してゆきたい。

参考文献

- ・ IASB 「DISCUSSION PAPER Preliminary Views On Insurance Contracts」 2007年 5月
- ・ IASB 「Exposure Draft ; Insurance Contracts」 2010年 8月
- ・ IASB 「Exposure Draft ; Classification and Measurement : Limited Amendments to IFRS9」 2012年11月
- ・ IASB 保険会計に関する検討資料各種
- ・ Swiss Re 「直面する金利の課題」 sigma 2012年第 4号
- ・ 有限責任監査法人トーマツ金融インダストリーグループ編『IFRS保険契約』清文社 2011年 9月
- ・ KPMG 「IFRS最新基準の初見分析：IFRS第 9号「金融商品」」 2009年12月